

壱岐市農業委員会定例会（平成28年6月）

議 事 録

1. 開催日時 平成28年6月27日（月） 午前9時
 2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
 3. 出席委員 ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 25名
 4. 欠席委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
 5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・ 主事 ・ ・ ・ ・
 6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
 - 第2. 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第29号 平成28年度農用地利用集積計画について（第2回）
 7. 報告事項 農地改良等届出申請について
 8. その他
-

開 会 （ 午前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さん、お早うございます。定刻になりましたので、只今から平成28年6月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、・ ・ 番 ・ ・ 委員さん、・ ・ 番 ・ ・ 委員さん、・ ・ 番 ・ ・ 委員さん、・ ・ 番 ・ ・ 委員さん、・ ・ 番 ・ ・ 委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中25名で定数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは早速これより、議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【異議なしの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ ・ 番 ・ ・ 委員、・ ・ 番 ・ ・ 委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、・ ・ 主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が7件あがっております。受け手は全て個人ですので農業生産法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とする信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買・交換・贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

17番 土地の所在

郷ノ浦町若松触・・・・・・・・・・・・・・・・田 302㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・・・・・・・

経営地ですが、田が4,476㎡、畑が10,050㎡、計の14,526㎡です。

申請理由

譲渡人 相手方の要望により売却する。

譲受人 現に耕作しており、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラックを所有しており、田植は委託をされてあります。農作業歴は本人が45年、妻40年、子、子の妻共に20年です。通作距離は約100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、自己所有農地の隣接地で、現に水稻を作付けしてあり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月21日に・・委員さん、譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 今回の事務局の説明の通りでございます。21日に・・・さん立ち会いの下、確認をいたしております。宅地近くの農地であります。問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、何かご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、17番は決定いたします。

続きまして、18番と19番は関連がございますので、一括上程をいたしたいと思っております。説明を求めます。

事務局 はい、18番 土地の所在、
郷ノ浦町若松触・・・・・・・・・・・・ 田 67㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・・・

経営地は田が4,476㎡、畑が10,050㎡の計14,526㎡です。

申請理由

譲渡人、譲受人、双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」につきましては、17番と同様でございます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

19番 土地の所在、

郷ノ浦町若松触・・・・・・・・・・・・ 畑 114㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・・・

経営地は田が7,278㎡、畑が5,564㎡の計12,842㎡です。

申請理由

譲渡人、譲受人、双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、経営状況は主に水稻、飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植機、ハーベスター、軽トラックです。農作業暦は本人、70年、弟50年です。通作距離は約100mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画であり周辺農地への影響

はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月21日に・・・委員さん、・・・さん立ち会いの下、現地確認をおこないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 この案件につきましても21日の日に確認をしております。・・・さんは・・・さんのおじさんにあたられます。血縁関係なので問題はないと思います。この件もよろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、18番と19番も決定いたします。

続きまして、20番の説明を求めます。

事務局 はい、20番 土地の所在、

芦辺町中野郷西触・・・・・・・・・・	田	1, 045 m ²
同じく・・・・・・・・・・	田	819 m ²
芦辺町中野郷西触・・・・・・・・・・	田	982 m ²
芦辺町国分東触・・・・・・・・・・	畑	1, 607 m ²
同じく・・・・・・・・・・	畑	3, 181 m ²
同じく・・・・・・・・・・	畑	68 m ²
同じく・・・・・・・・・・	田	39 m ²

田が4筆で2, 885 m²、畑が3筆で4, 856 m² 計7筆で7, 741 m²です。

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が6,326 m² 畑が4,856 m² 計11,182 m²です。

申請理由、譲渡人、後継者に生前贈与する。譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、経営状況は主に水稻、アスパラ栽培です。農機具は、トラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラです。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人が20年、妻10年、父50年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月21日に・・・委員さんと・・・さん立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。事務局の報告の通りでありまして、息子さんへ贈与という事ですので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、何かご意見ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、20番も決定いたします。

続きまして、21番の説明を求めます。

事務局 はい、21番 土地の所在、

芦辺町住吉前触・・・・・・・・・・・・ 田 869㎡

同じく・・・・・・・・・・・・ 田 220㎡

芦辺町住吉後触・・・・・・・・・・・・ 畑 918㎡

芦辺町住吉後触・・・・・・・・・・・・ 畑 932㎡

田が2筆で1,089㎡、畑が2筆で1,850㎡ 計4筆で2,939㎡
です。

譲渡人、・・・・・・・・・・・・ 持分1/2

・・・・・・・・・・・・ 持分1/2

譲受人、・・・・・・・・・・・・

経営地は田が12,078㎡ 畑が7,814㎡ 計19,892㎡です。

申請理由、譲渡人、相手方の要望により贈与する。譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、経営状況は主に水稻、飼料の作付けです。農機具はトラクター、コンバイン、軽トラです。田植機は共同で利用されてあります。農作業暦は本人20年、母60年です。通作距離は1Km程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻、飼料を作付ける計画であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月21日に・・・委員さんと現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 報告のとおりであります。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、21番も決定いたします。

続きまして、22番の説明を求めます。

事務局 はい、22番 土地の所在、

芦辺町国分本村触・・・・・・・・・・ 畑 7 1 2 m²

芦辺町国分本村触・・・・・・・・・・ 田 5 1 5 m²

同じく・・・・・・・・・・ 田 1, 0 0 0 m²

同じく・・・・・・・・・・ 田 6 7 7 m²

田が3筆で2, 1 9 2 m²、畑が1筆で7 1 2 m² 計4筆で2, 9 0 4 m²です。

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が12, 434 m² 畑が19, 554 m² 計31, 988 m²です。

申請理由、譲渡人、高齢で耕作できないので売却する。譲受人、現に耕作しており、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、経営状況は主に水稻、菊の栽培です。農機具はトラクター、選花機、軽トラです。田植機、コンバインは組合分を利用されてあります。農作業暦は本人、妻共に30年、子4年です。通作距離は500m程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻、菊を作付ける計画であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月21日に・・委員さんと現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 というような事ございまして、別に問題はございません。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、22番も

決定いたします。

続きまして、23番の説明を求めます。

事務局

はい、23番 土地の所在、

石田町筒城仲触	畑	1, 627 m ²
同じく	畑	26 m ²
同じく	畑	56 m ²
石田町筒城仲触	畑	386 m ²
同じく	畑	243 m ²
同じく	畑	511 m ²
同じく	畑	256 m ²

計、7筆で3, 105 m²です。

譲渡人、

譲受人、

経営地は田が8,731 m² 畑が13,346 m² 計22,077 m²です。

申請理由、譲渡人、相手方の要望により売却する。譲受人、買い受けてオリーブ畑として利用する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、経営状況は主に水稻、オリーブの栽培です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、タイヤショベル、トラックです。農作業暦は本人40年、妻10年、常時雇用者として3人を雇用されてあります。通作時間は車で15分程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今まで耕作放棄地でありましたが、オリーブを作付ける計画であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月22日に委員さんと現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

委員

議長。

議長

はい、委員さん。

委員

委員さんでございます。事務局の説明通りで22日に現地を確認しました。現在は現在お一人身で農業に従事されておりませんで、今回の所は全部山林化になっておりまして機械を入れて整備をして利用されるそうであります。よろしくお願ひします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、23番も

決定いたします。

続きまして、議案第28号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第28号 「農地法第5条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

7番 土地の所在、

郷ノ浦町片原触・・・・・・・・・・ 田 427㎡

転用目的、住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、現在アパートに住んでおり、申請地に住宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。6月21日に・・委員さんと譲受人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

・・でございます。6月21日に・・さんのお母さん立ち会いの下に現地を確認しました。現在2DKのアパートに親子、お母さん、弟さん4人で住んであります。子供さんもかなり大きいので、一寸、手狭という事で現地（アパート）の近くのこの土地を購入されて、新しい住宅を建てたいという事でした。さしあたって、周りには住宅がありますし支障ない場所だと思いますので、皆様よろしくお願ひします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、7番は意見を付して進達いたします。決定いたします。

続きまして、8番の説明を求めます。

事務局

はい、8番 土地の所在、

郷ノ浦町麦谷触・・・・・・・・・・ 畑 1,565㎡

同じく・・・・・・・・・・ 畑 65㎡

計2筆で1,630㎡です。

転用目的、資材置場

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、作業船を売却し、作業船上の資材置場が必要となったので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。

位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。6月21日に・・・委員さんと譲受人会社職員立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・でございます。今、事務局から説明がございました通りでございます。この周辺には1戸だけ農地がございまして、その農地を耕作している方の承諾も得ているようでございますので、何ら問題ないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、8番も意見を付して進達いたします。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局 はい、9番です。土地の所在、
勝本町片山触・・・・・・・・・・ 田 446㎡
転用目的、農業用施設用地
譲渡人、・・・・・・・・・・
譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を耕作道及び飼料置場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域内の農地で、用途区分変更が県の同意を得て平成28年6月1日に完了いたしております。

位置図、写真、配置図は13頁から15頁です。農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）の折、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今年の3月に・・・さんが牛舎を建てられました。その牛舎への進入路が狭くなったのと耕作道路を設けなければいけないという事で、すぐ道脇に橋がありまして、そこに飼料置場と耕作道路を作るように計画してあるそうです。以上、よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、9番も意

見を付して進達いたします。

続きまして、議案第29号「平成28年度農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、16頁をお願いします。

議案第29号「平成28年度農用地利用集積計画の承認について」、今年度2回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は49件、借手が37人、貸手が48人です。田が91筆で100,065㎡、畑が33筆で35,273㎡、合計で124筆の135,338㎡です。

この件につきましては、農業委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、17頁から20頁に掲載しております。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、以上の説明でございますけど皆様方のご承認を頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして報告事項をお願いします。

事務局

はい、21頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出申請について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。1番、土地の所在

郷ノ浦町永田触・・・・・・・・・・ 畑 811㎡

申請人・・・・・・・・・・

申請理由 進入路が狭く大型機械が入らないので、申請地を道路並みに嵩上げし、農作業の効率化を図る。ということです。

工期は平成28年6月13日～平成29年5月31日までで、

施行者は郷ノ浦町柳田触・・・・・・・・

・・・・・・・・

位置図、写真は22頁～23頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、以上の報告でございますが、皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら本日の定例の全日程を終了させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。